

件名	職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務部管理局人事課
根拠法令等	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成24年10月12日付け24人委第141号）
<p><b>【改正の概要】</b> 人事委員会勧告に基づき、高齢層職員の昇給制度を見直すため、職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正。</p> <p>〔改正条例〕     職員の給与に関する条例     教育職員の給与に関する条例</p> <p>〔改正内容〕     55歳を超える職員の昇給制度の改正（条例、 ）     55歳（医療職給料表（一）適用者は57歳）を超える職員の昇給については、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする。</p>	
施行日	平成25年1月1日
<b>【その他参考事項】</b>	